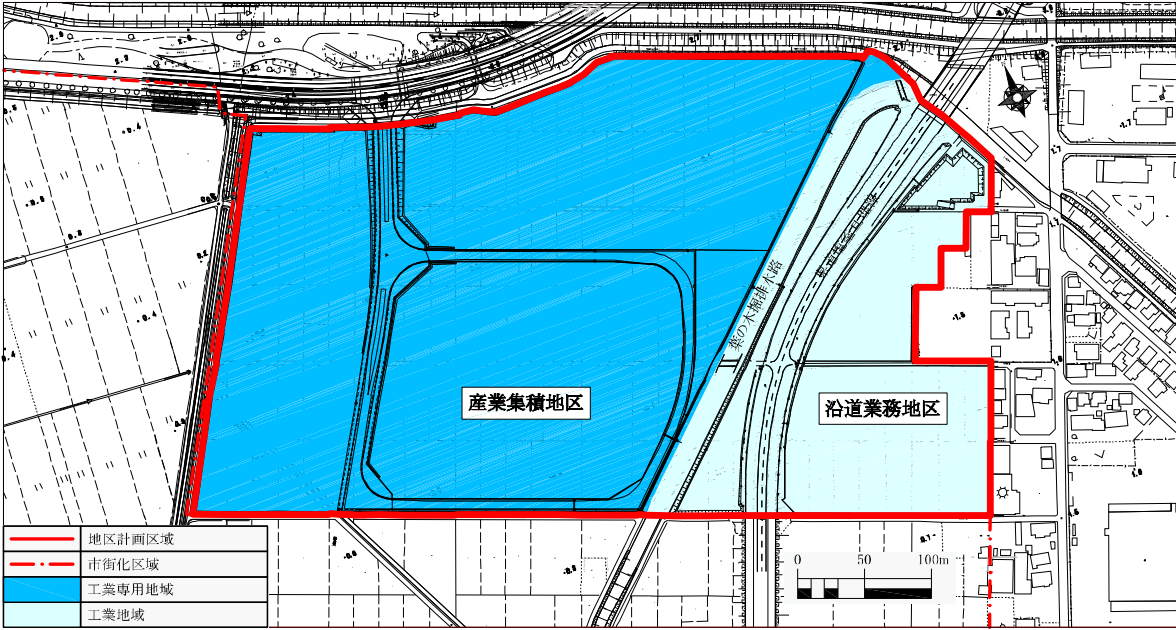
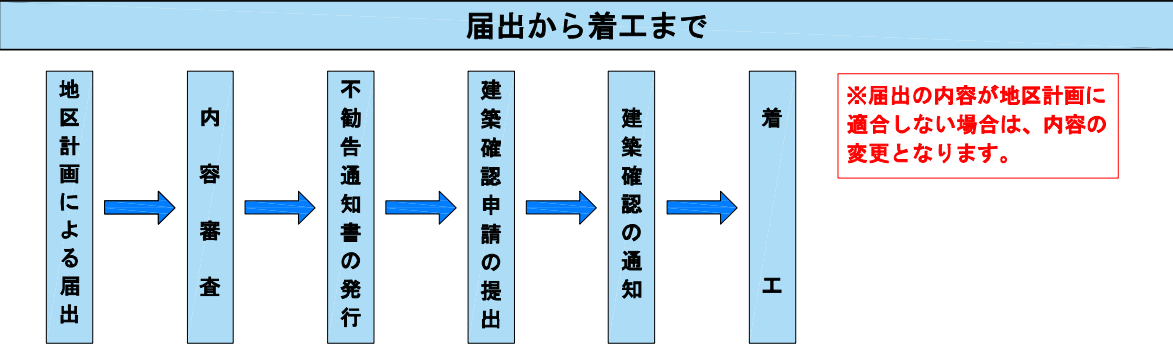


矢野目西地区計画ガイド

～地区計画の都市計画決定により、矢野目西地区の地区内で建築等の新築、増改築を行う前に次の手続きが必要となります～

届出が必要な場合	届出の方法
① 建物の新築、増改築 ② 土地の区画形質の変更	① 期 間 工事着手の30日前まで ② 届出窓口 岩沼市 政策部 都市政策課 ◎工事は、届出の審査結果(不勧告通知)を得てからの着手となります。



地区整備計画区域	まちづくりの方針 (土地利用の方針)	まちづくりのルール(地区整備計画)			用途地域 容積率(%) / 建蔽率(%)
		建築物の用途の制限	壁面位置の制限	建築物の高さの最高限度	
産業集積地区	良好な操業環境を 保全し、工場・倉庫系の土地利用を図る。	用途地域における制限に加えて、以下の建築物は建築してはならない。 (1) 神社、寺院、教会等 (2) 畜舎 (3) 火葬場 (4) と畜場 (5) 汚物処理場 (6) ごみ焼却場 (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「廃棄物処理法施行令」という。)第5条第1項に掲げるごみ処理施設 (8) 廃棄物処理法施行令第7条および海洋汚染等および海上災害の防止に関する法律(以下「海洋汚染等防止法」という。)第3条第14号に掲げる産業廃棄物の処理施設	敷地境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離の最低限度は、道路境界線からの距離にあっては2m、隣地境界線(公園境界線を含む)からの距離にあっては1mとする。 	—	工業専用地域 200/60
沿道業務地区	県道塩釜亘理線が縦断し、隣接地域には住宅も存在している。隣接地域へ配慮しつつ、周辺を含めた工業団地の利便性向上に資する土地利用を図る。	用途地域における制限に加えて、以下の建築物は建築してはならない。 (1) 住居 (2) 共同住宅、寄宿舎、下宿および長屋 (3) 兼用住宅 (4) 神社、寺院、教会等 (5) 畜舎 (6) 火葬場 (7) と畜場 (8) 汚物処理場 (9) ごみ焼却場 (10) 廃棄物処理法施行令第5条第1項に掲げるごみ処理施設 (11) 廃棄物処理法施行令第7条および海洋汚染等防止法第3条第14号に掲げる産業廃棄物の処理施設 (12) 建築基準法別表第2(る)に掲げる建築物		建築物の高さは、次に掲げるものとする。 (1) 20m以下 	工業地域 200/60

※沿道業務地区については、「悪臭防止法第2条第1項に定める特定悪臭物質を排出する施設」の制限があります。(地区計画による届出は必要ありません)

お問い合わせ：岩沼市 政策部 都市政策課〔電話：0223-23-0643〕